

平成 28 年度事業計画（総括）

I 事業報告

産業廃棄物処理業界は、時代の要請に応じ、循環型社会を担う資源循環のための産業へと大きく変貌しつつあります。廃棄物の適正処理にとどまらず、資源・エネルギーの回収・転換を促進する事業に取り組んでおります。

一方、産業廃棄物処理業を規律する廃棄物処理法は、幾度ものの改正から今日まで、依然として規制的手法が基調となっています。

産業廃棄物に対する規制は、適正処理を確保するために必要不可欠です。その半面、資源循環社会を確実に実現するためには、より一層の事業発展を期待するものですが、規制的手法だけでは限界があることも事実です。

本年は、廃棄物処理法の5年ごとの見直しの時期に当たっております。本協会では、会員からの意見を集約し、全国産業廃棄物連合会へ提言しております。

同連合会では、産業廃棄物処理に係る事業の振興と規制の合理化の観点で意見書としてまとめ、昨年度、国に提出しています。この意見書の中には、本協会が提言した意見も含まれております。

一方、業界の社会的信頼を揺るがす食品廃棄物の転売事件が起きました。このような事が、二度と業界からは発生しないように積極的に研修に努めなければなりません。本協会としても支部と連携をはかり、廃棄物処理の原点である適正処理に関する研修会を実施する予定です。

支部活動も年々盛んになっており、地域貢献として実施している不法投棄防止対策や災害時の市町村への支援など、支部会員だけでなく地元の市町村や地域住民の参加もあり、社会貢献事業としての活動が地域においても認められていると考えます。これは本協会として重要な事業の一つであり継続していきます。

環境教育事業についても青年部会が昨年度、熊本県義務教育課と作成した「熊本県環境学習プログラム」により本協会の環境学習が社会的に認められ、“教育現場”に沿った事業として発展させていきたいと考えています。

熊本県産業廃棄物協会では社会に貢献する公益的な事業と会員及び組織強化のための事業を大きな軸として、これからの熊本県の産業廃棄物処理業界の発展のために尽力していくこととしておりますので、会員皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

以上のことを踏まえ、平成 28 年度の事業計画をご報告します。

なお、本年 4 月 14 日以降発生した大地震により、多くの災害廃棄物が発生しており、これらの早期処理に協会としても全力で取り組んで参ります。